

地域医療連携推進法人（上十三まるとネット）の代表理事（再任）について

1 地域医療連携推進法人の代表理事の選定認可申請について

(1) 申請の経緯等

任期満了に伴い、地域医療連携推進法人上十三まるとネットの代表理事を再任するための認可申請となっている。

なお、代表理事の任期については、同法人の定款の規定により、「選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで」とされており、同法人では令和 5 年 5 月 19 日（金）に定時役員総会が開催されている。

(2) 医療法等の規定

地域医療連携推進法人の代表理事の選定及び解職は、医療法第 70 条の 19 の規定により、認定都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じないこととなっている。また、都道府県知事は、認可をし、又は認可をしない処分をするに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないこととされている。

(3) 申請者氏名等

名称：一般社団法人上十三まるとネット

所在地：十和田市西十二番町 14 番 8 号

(4) 医療連携推進区域

上十三地域

(5) 代表理事（再任）

丹野 弘晃（十和田市立中央病院 事業管理者）

(6) 事業実績等

過去 3 年間の実績については、別添 1 のとおり。

2 認定基準の適否について

すべての認定基準を満たしている。（詳細は別添 2 のとおり）

3 選定の認可日について

令和 5 年 5 月 19 日（金）に開催された地域医療連携推進法人上十三まるとネットの定時社員総会において、代表理事が再任されていることから、令和 5 年 5 月 19 日（金）に遡及して認可する。

なお、任期は、令和 5 年 5 月 19 日（金）から 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとなる。

令和3年度事業報告

別添1

時期	件名	内容
4月28日	理事会、総会の開催	当年度事業計画の検討等 ・令和3年度事業計画について ・令和3年度収支予算について
5月20日	第1回事務担当協議会の開催	医療機器の効率的な更新について
6月7日	管理者・院長による打合せ（三沢市立三沢病院）	参加者 十和田市：丹野事業管理者 高橋院長 三沢市：伊藤事業管理者 齋藤院長
6月23日	第2回事務担当協議会の開催	相互診療体制・人材交流について
7月5日	医療材料分析検討会	医療材料の契約、価格等の検討
8月3日	職員共同研修（オンライン研修）	「思いやりと心くばりのコミュニケーション」 講師 産業心理カウンセラー 岡部 あゆみ
9月10日	第3回事務担当協議会の開催	医事業務にかかる相互検証
10月4日	管理者・院長によるWEB会議	診療体制の構築などについて
10月19日	第4回事務担当協議会の開催	相互診療体制・人材交流について
10月27日	地域フォーミュラリ	フォーミュラリ勉強会（FINDAT）
11月15日	管理者・院長によるWEB会議	診療体制の構築などについて
11月15日	地域フォーミュラリ	フォーミュラリ勉強会（日本ベ-リンガー）
11月15日	第5回事務担当協議会の開催	医事業務にかかる相互検証
12月16日	管理者・院長によるWEB会議	診療体制の構築などについて
12月17日	職員共同研修（オンライン研修）	「地域で生きる！人と街と病院経営」 講師 コンサルタント 石井 富美
1月17日	管理者・院長によるWEB会議	診療体制の構築などについて
2月7日	管理者・院長によるWEB会議	診療体制の構築などについて
3月14日	管理者・院長によるWEB会議	診療体制の構築などについて

令和 4 年 度 事 業 報 告

時期	件 名	内 容
4月4日	管理者・院長による WEB 会議	・診療連携にかかる情報共有について etc
4月23日	共同購入の推進	・共同購入にかかる相互検証の実施
5月9日	管理者・院長による WEB 会議	・令和4年度理事会・社員総会案件について etc
5月18日	理事会、社員総会の開催	・令和3年度事業報告について ・令和3年度決算について ・令和4年度事業計画について ・令和4年度収支予算について etc
6月6日	管理者・院長による WEB 会議	・診療連携にかかる情報共有について etc
6月23日	共同購入の推進	・共同購入にかかる相互検証の実施
6月24日	地域フォーミュラリ	・FINDAT（ファインダット）オンラインセミナー参加
7月4日	管理者・院長による WEB 会議	・診療連携にかかる情報共有について etc
8月8日	管理者・院長による WEB 会議	・診療連携にかかる情報共有について etc
9月12日	管理者・院長による WEB 会議	・診療連携にかかる情報共有について etc
9月29日	共同研修：サイエンス漢方処方 Webiner	・「日高徳洲会病院 井齊医師 Web」講演 ※両院で約 80 名参加
10月3日	管理者・院長による WEB 会議	・診療連携にかかる情報共有について etc
10月22日	地域フォーミュラリ	・FINDAT（ファインダット）オンラインセミナー参加
11月7日	管理者・院長による WEB 会議	・診療連携にかかる情報共有について etc
12月5日	管理者・院長による WEB 会議	・診療連携にかかる情報共有について etc
12月7日	野村ヘルスケアとの情報共有	・地域医療連携推進法人の概要について ・地域医療連携推進法人制度の見直しについて
1月16日	管理者・院長による WEB 会議	・診療連携にかかる情報共有について etc
1月18日	共同購入の推進	・近隣病院、関係機関への共同購入についての意識アンケートを実施
2月6日	管理者・院長による WEB 会議	・連携法人、フォーミュラリ等の説明を各団体へする 2/10 上十三医師会 2/16 上十三歯科医師会 2/24 薬剤師会
2月26日	病院マネジメント勉強会	・県立中央病院 上席医事専門員 松谷 厚聖」 ・Web 講演（Zoom） ※両院で約 80 名参加
3月6日	管理者・院長による WEB 会議	・診療連携にかかる情報共有について etc

令和 5 年 度 事 業 報 告

月日	件 名	内 容
4月10日	管理者・院長による WEB 会議①	・総会日程について等
5月8日	管理者・院長による WEB 会議②	・令和5年度理事会・社員総会案件について等
5月19日	理事会、社員総会の開催	・令和4年度事業報告、決算について ・公立七戸病院の参加について ・経費の負担について ・令和5年度事業計画、収支予算について等
6月5日	管理者・院長による WEB 会議③	・働き方改革について等
6月12日	事務担当による共同購入の推進①	・共同購入にかかる検証の実施等
7月3日	管理者・院長による WEB 会議④	・病床稼働率について等
7月14日	事務担当による共同購入の推進②	・共同購入にかかる検証の実施等
8月14日	管理者・院長による WEB 会議⑤	・診療連携にかかる情報共有について等
9月4日	管理者・院長による WEB 会議⑥	・経営強化プランについて等
9月20日	事務担当による共同購入の推進③	・共同購入にかかる検証の実施等
9月25日	事務担当による共同購入の推進④	・共同購入にかかる検証の実施等
10月2日	管理者・院長による WEB 会議⑦	・地域フォーミュラリについて等
10月24日	診療情報管理検討会	・診療情報管理にかかる協力連携等についての協議
11月6日	管理者・院長による WEB 会議⑧	・診療連携にかかる情報共有について等
11月22日	事務担当による共同購入の推進⑤	・共同購入にかかる検証の実施等
12月4日	管理者・院長による WEB 会議⑨	・各病院の面会制限について等
1月15日	管理者・院長による WEB 会議⑩	・経営強化プランについて等
2月2日	事務担当による共同購入の推進⑥	・共同購入にかかる相互検証の実施
2月5日	管理者・院長による WEB 会議⑪	・診療連携にかかる情報共有について等
2月7日	参加病院間における相互支援	・十和田⇄三沢の人事交流協定締結（看護師）
3月4日	管理者・院長による WEB 会議⑫	・地域フォーミュラリについて等
3月4日	上十三まるごとネット合同研修会	・各参加病院看護局の情報共有・意見交換会等
3月11日	参加病院間における相互支援	・七戸⇒十和田の派遣協定締結（看護師）
3月25日	臨時社員総会の開催	・定款の一部変更について

◎地域医療連携推進法人認定基準審査表（一般社団法人上十三まるとネット）

	認定基準	審査内容	適否
I	地域医療連携推進法人の運営について		
1	医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること。（法第 70 条の 3 第 1 項第 1 号） （医療連携推進業務を行うのに直接要する費用について、法人全体に共通して発生する費用または法人運営のために毎年度経常的に要する費用を含めた合計額に占める事業比率が 50%超であること。）		
2	医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有していること。（法第 70 条の 3 第 1 項第 2 号）	<p>【経理的基礎】</p> <p>【技術的能力】</p>	
3	医療連携推進業務を行うに当たり、社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。（法第 70 条の 3 第 1 項第 3 号） なお、資金の貸付け等は当該特別の利益に当たらないものとする。		
4	医療連携推進業務以外を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。（法第 70 条の 3 第 1 項第 4 号）		

II 医療連携推進方針について		
5	医療連携推進方針に「医療連携推進区域」「参加法人が当該区域において開設する病院等（参加病院等）の機能分担及び業務連携に関する事項」「目標に関する事項」「運営方針・参加法人に関する事項」が記載されていること。（法第 70 条の 3 第 1 項第 5 号）	
III 議決権について		
6	病院等を開設する参加法人の数が 2 以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人の議決権の合計を超えるものであること。（法第 70 条の 3 第 1 項第 8 号）	
7	参加法人の議決権の合計が、総社員の議決権の過半を占めているものであること。（法第 70 条の 3 第 1 項第 11 号）	
8	社員は、各一個の議決権を有するものであること。（法第 70 条の 3 第 1 項第 10 号） ただし、定款の定めが <ul style="list-style-type: none"> ・ 議決権に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。 ・ 議決権に関して、社員が当該一般社団法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いをしないものであること。 のいずれにも該当する場合は、この限りではないこと。	
IV 役員について		

9	<p>役員について、以下のいずれにも該当するものであること。(法第70条の3第1項第13号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事3人以上、監事1人以上であること。 ・ 本人、配偶者、三親等以内の親族及びそれに類する特殊の関係がある者が、役員総数の3分の1を超えて含まれることがないものであること。 ・ 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること。 	<p>定款第24条、第25条において定めている。 役員は次のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="1227 256 2040 850"> <thead> <tr> <th></th> <th>氏名</th> <th>所属・役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">理事</td> <td>丹野 弘晃</td> <td>十和田市立中央病院 事業管理者</td> </tr> <tr> <td>杉田 純一</td> <td>十和田市立中央病院 院長</td> </tr> <tr> <td>斎藤 聡</td> <td>三沢市立三沢病院 院長</td> </tr> <tr> <td>小野 正人</td> <td>公立七戸病院 院長</td> </tr> <tr> <td>中島 道子</td> <td>公立野辺地病院 院長</td> </tr> <tr> <td>渡邊 一史</td> <td>十和田市立中央病院 事務局長</td> </tr> <tr> <td>遠藤 恵介</td> <td>三沢市立三沢病院 事務局長</td> </tr> <tr> <td>和田 憲誠</td> <td>公立七戸病院 事務局長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">監事</td> <td>角谷 浩司</td> <td>公立野辺地病院 事務長</td> </tr> <tr> <td>山本 新一</td> <td>三沢市立三沢病院 参事兼管理課長</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東 徹</td> <td>十和田市立中央病院 業務課長</td> </tr> </tbody> </table>		氏名	所属・役職	理事	丹野 弘晃	十和田市立中央病院 事業管理者	杉田 純一	十和田市立中央病院 院長	斎藤 聡	三沢市立三沢病院 院長	小野 正人	公立七戸病院 院長	中島 道子	公立野辺地病院 院長	渡邊 一史	十和田市立中央病院 事務局長	遠藤 恵介	三沢市立三沢病院 事務局長	和田 憲誠	公立七戸病院 事務局長	監事	角谷 浩司	公立野辺地病院 事務長	山本 新一	三沢市立三沢病院 参事兼管理課長		東 徹	十和田市立中央病院 業務課長	適
	氏名	所属・役職																													
理事	丹野 弘晃	十和田市立中央病院 事業管理者																													
	杉田 純一	十和田市立中央病院 院長																													
	斎藤 聡	三沢市立三沢病院 院長																													
	小野 正人	公立七戸病院 院長																													
	中島 道子	公立野辺地病院 院長																													
	渡邊 一史	十和田市立中央病院 事務局長																													
	遠藤 恵介	三沢市立三沢病院 事務局長																													
	和田 憲誠	公立七戸病院 事務局長																													
監事	角谷 浩司	公立野辺地病院 事務長																													
	山本 新一	三沢市立三沢病院 参事兼管理課長																													
	東 徹	十和田市立中央病院 業務課長																													
10	代表理事を1人置いているものであること。(法第70条の3第1項第14号)	<p>定款第24条において定めている。 代表理事：丹野 弘晃（十和田市立中央病院 事業管理者）</p>	適																												
V 定款に定めるべき事項について																															
11	医療連携推進区域を定款で定めていること。(法第70条の3第1項第6号)																														
12	社員は参加法人並びに病院等を開設する法人、介護事業その他の地域包括ケアシステムの構築に資する事業に係る施設又は事業所を開設し、又は管理する法人及び地域において良質かつ適正な医療を効率的に提供するために必要な者として医療法施行規則第39条の2で定めた者に限る旨定款で定めていること。(法第70条の3第1項第7号)																														
13	社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付与していないものであること。(法第70条の3第1項第9号)																														
14	営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に																														

	不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員、理事、監事としない旨を定款で定めていること。(法第70条の3第1項第12号)		
15	理事会を置いているものであること。(法第70条の3第1項第15号)		
16	以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置く旨を定款で定めているものであること。(法第70条の3第1項第16号) <ul style="list-style-type: none"> 診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されるものであること。 参加法人が予算の決定等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人が意見を述べるに当たり、当該一般社団法人に対し、必要な意見を述べることができるものであること。 医療連携推進方針に記載している目標に照らし、業務の実施状況について、評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができるものであること。 		
17	参加法人が予算の決定、借入金、重要な資産の処分、事業計画の決定、定款変更、合併、分割、解散等の重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、当該一般社団法人に意見を求めなければならないものとする旨を定款で定めているものであること。(法第70条の3第1項第17号)		
18	医療連携推進認定の取消しの処分の日から、一月以内に、国、地方公共団体、公的医療機関、社団法人たる医療法人であって持分の定めのないもの又は財団法人たる医療法人に贈与する旨を定款で定めているものであること。(法第70条の3第1項第18号)		
19	清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させる旨を定款で定めているものであること。(法第70条の3第1項第19号)		
VI 欠格事由			
20	次の欠格事由に該当しないこと。(法第70条の4)		適
	① 理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無		
	イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携	無	

	推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	
	ロ 医療法その他保健医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	無
	ハ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることができなくなった日から5年を経過しない者	無
	ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	無
②	医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	無
③	暴力団員等がその事業活動を支配するもの	無